

不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果の成績評価に係る法令改正について

R6.8.9 戸田市教育委員会教育長 戸ヶ崎 勤

令和4年度の小中学校における不登校児童生徒が約29万9千人と過去最多となり、そのうち、学校内外で相談指導を受けていない児童生徒が約11万4千人もいる現状について非常に危機感をもって受け止めています。多くの児童生徒が学びにつながる事ができておらず早急な対応が求められています。COCOLOプラン等に基づき国も各教育委員会も多様な学びの場の確保を進めているところ、そうした学校外の機関や自宅等で学習を続けている不登校児童生徒の努力を評価し、社会的自立を後押しする仕組みの構築が求められていると考えます。

そうした中で、今回、文部科学省が、これまで令和元年10月の通知に基づいて各学校が行っていた不登校児童生徒の欠席中に行った学習の成果の成績評価について学校教育法施行規則に位置付けることを考えていることは大変よいことだと思います。この法的な位置づけにより、これまで各学校に任せられていた不登校児童生徒の成績評価について、各学校はよりていねいに学習状況を把握し、適切に評価することが求められることになると思います。

一方、学校及び教育委員会の立場からいくつか気になる点について申し上げたいと思います。

まず、不登校児童生徒の学びの場・居場所は実に多様であり、本市においても、教育支援センター、市内高等学校に設置している不登校児童生徒に対する生徒支援教室、メタバース空間を活用したオンライン教育支援センターなどがあり、また、本市外の学びの場やフリースクールにいる不登校児童生徒もいます。現在、各学校及び教育委員会では、令和元年通知を踏まえつつ、これらの学校外の機関や保護者とていねいな情報共有、連携を図りながら出席扱いの判断や成績評価を行っているところです。

今回、成績評価を行うに当たっては、文部科学大臣が定める3つの要件に基づいて行うよう規定されるとのことでありますが、この要件を定めるだけでは各学校が成績評価を行うことは困難ではないでしょうか。例えば、2つ目の要件に「不登校児童生徒の状況を定期的かつ継続的に把握する」とありますが、その頻度や期間はどの程度なのか。また、3つ目の要件として、「訪問による対面指導等により」学習活動の状況を把握することも記載されていますが、例えば、学校外の機関が遠方にある等、学校外の機関と学校の間で連携関係が少ない、あるいは、ない場合はどのように行うのかなど、各学校、教育委員会が判断に迷う場面が多く出てくると考えられます。また、高校入試の実施方法の検討も必要なのだと思います。大学のAO入試のように内申にとらわれず自分が取り組んできたことを表現できるようにするなど、新しい取組を進めていく必要も感じています。

いずれにしても、学校現場が対応に窮することのないように、より具体的な要件の解釈や例示を求めたいと思います。一方で、これらの要件を厳しく解釈し、多様な学びの場での学習を積極的に評価している方向にブレーキがかかることや、学校現場に過度な負担を強いるものとはならないような内容とすることが重要と考えます。

個別最適な学びや多様性が求められる社会や学校において、現行の教育制度、例えば中学校についても40人学級の枠組みのままでよいのかなど、すでに多くの施策に取り組んでいただいていることに感謝しつつ、更なる教育の充実に期待したいと存じます。